

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

大和郡山市

市税行政につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて固定資産税は土地・家屋のほか、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産も償却資産として課税されます。

これらの償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により毎年 1 月 1 日現在の所有状況を申告いただくことになっています。

※令和 7 年 1 月 15 日（水）までの提出にご協力願います。

（法定申告期限は令和 7 年 1 月 31 日（金）のところ、事務の都合上、上記までに提出願います。）

・申告にあたっては市ホームページ(<https://qr.paps.jp/N70p3>) もご利用ください。「申告書」「種類別明細書」等のダウンロードができます。

大和郡山市 償却資産 検索

・償却資産の申告は便利な電子申告をぜひご利用ください！
地方税ポータルシステム(eLTAX：エルタックス)を利用して、
インターネットによる申告を受け付けています。
参考サイト：<https://qr.paps.jp/YhDLg>



市ホームページ



市ホームページ

お問い合わせ・申告書の提出先

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市 総務部 税務課 固定資産税第2係
[TEL:0743-53-1151](tel:0743-53-1151) （内線）284・285



この部分を切り取り、ご用意いただいた
申告書郵送封筒等へ貼付してご活用ください

〒639-1198
大和郡山市北郡山町 2 4 8 番地 4
大和郡山市役所 税務課
固定資産税第 2 係 行

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、土地・家屋以外でその事業のために用いることができる資産（機械・器具・備品等）をいいます。ただし、自動車税の課税対象である自動車ならびに軽自動車税の課税対象である軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車および2輪の小型自動車は除かれます。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。

2 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと次表にあげるとおりです。

資 産 の 種 類		具 体 例
第1種	構 築 物	受変電設備、自家発電設備、広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園緑化施設、舗装路面、外構工事、内部造作など
第2種	機 械 お よ び 装 置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、太陽光発電設備、その他各種業務用機械 および装置など
第3種	船 舶	ボート、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車 両 お よ び 運 搬 具	自転車、荷車、構内運搬車、特殊自動車（フォークリフト、レッカー等） 大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09および000～099」、「9、90～99および990～999」の車両）など
第6種	工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用生物など

3 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと次表にあげるとおりです。

業 種	対 象 と な る ま い な 償 却 資 産 の 例 示
共 通	受変電設備、看板、屋外広告塔、舗装路面、外灯、内部造作、緑化施設、庭園、ネオンサイン、キャビネット、応接セット、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、金庫、机・椅子、パソコン、LAN設備、レジスターなど
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、日よけなど
理 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポールなど
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシンなど
ホ テ ル ・ 旅 館 業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備など
医 療 ・ 薬 局 業	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、厨房設備、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、光学検査機器、保育器、顕微鏡、冷蔵庫など
小 売 業	ショーケース、陳列ケース、冷蔵ストッカー、日よけ、店舗用簡易装備、間仕切り、冷蔵庫、冷凍機、肉切機、照明設備、電子秤、自動販売機など
ガ ソ リ ン 給 油 業	地下タンク、ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、構内舗装など
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、コンデンサー、万力、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具など
金 属 製 品 組 立 加 工 業	旋盤、プレス、ボール盤、定盤、フライス盤、シャーリング、カッター、グラインダー、モーター、コンプレッサー、溶接機、クレーン、検査工具、治具、取付工具など
不 動 産 賃 貸 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分およびターンテーブル、側溝、太陽光発電設備など
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備など

4 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。

次表にあげるものは、代表的なものを例示しています。家屋と設備の所有者が同じ場合は参考としてください。

なお、家屋の所有者と異なる方（賃借人等）が附加施工した内装や建築設備については、償却資産として取り扱います。（詳細については「5 賃貸ビル等に附加施工された内装、造作、建築設備等について」を参照してください。）

（１） 家屋と償却資産の区分の例示

設備の種類	設備の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式（配線・配管を含む。）	—
	予 備 電 源 設 備	蓄電池・発電機設備（配線・配管含む。）	—
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管を含む。）	—
	電 力 照 明 設 備	屋外照明設備	家屋と一体の設備一式、 屋内照明設備、分電盤
	電 話 設 備	交換機、電源装置等の装置	配線及び配管
	拡 声 設 備	マイクロホン等の機器類	配線及び配管
	インターホン設備	親機、子機	家屋と一体の設備一式
	電 気 時 計 設 備	時計、配電盤などの装置・器具類	配線及び配管
	T V 共同聴視設備	ビル陰電波障害により別途設置設備	屋内配管、バルブ、排気筒
空 調 設 備		ルームエアコン	ビルトインエアコン等の家屋と一体となっている設備一式
消 火 設 備	屋内消火栓設備	ホース及びノズル、手提式・車輪付消火器 屋外消火栓、配管貯水槽等	スプリンクラー設備、火災警報装置、建物と構造上一体となっている消火栓等の設備
給 水 設 備	給 水 設 備	屋外に独立した給水塔、事業用給排水設備等	高架水槽、圧力水槽
運 搬 設 備		生産設備としてのエレベーター、シュート、 ベルトコンベア	左記以外のエレベーター、エスカレーター、家屋と一体の設備一式
厨 房 設 備 洗 濯 設 備		顧客の求めに応じるサービス設備一式 （百貨店、旅館、飲食店等）	サービス設備以外の設備一式
塵芥処理設備	塵芥焼却炉設備	焼却炉、煙突及び煙道	ダストシュート
そ の 他 特殊な設備		袖看板、文字看板、避難器具、総合郵便受、 門、塀、井戸、庭園、側溝等の土木設備又は 工作物	自動扉、ナースコール等

※設備の構造等から区分が困難なものもあると思われますので、その場合はお問合せください。

(2) 特定の生産又は業務用の設備の取扱い

次にあげるものは、企業等の勘定科目にかかわらず（たとえば「建物」勘定であっても）償却資産として申告していただくものです。

- ① 生産設備（工場等機械の動力源である動力配線、発電設備、変電設備等の電気設備等）
- ② ネオンサイン、投光器、映画館・演劇場・興行場のスクリーン設備、局所照明設備、音声発生設備およびフィルム処理設備等生産設備ではない家屋本来の目的と別の用途のもの
- ③ 製氷業等の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除く。）
- ④ 旅館、百貨店、病院等の顧客提供用の厨房設備又は洗濯設備等のサービス設備
- ⑤ 紡績工場等の温湿度調節設備及び集塵設備
- ⑥ 工場等の製品の搬出設備用レール及び流れ作業などに用いられるベルトコンベア等
- ⑦ 公衆浴場のろ過機
- ⑧ 証券会社に設けられる株式価格表示設備
- ⑨ 自動車循環装置（立体駐車場）、安全装置、誘導装置、駆動用動力配線設備、駐車場機械設備（自動車管制装置は家屋評価に含まれます。）

5 賃貸ビル等に附加施工された内装、造作、建築設備等について

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、ご自身の費用により附加施工又は譲渡等によって取得された内装、造作、建築設備等で事業の用に供することができる資産は、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方を所有者とみなし、その内装、造作、建設設備等を償却資産とみなして課税することとなりますので、償却資産（構築物）として申告してください。

(参考) 建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

番号	設備等の内容	所有関係			
		自己所有		借家	
		家屋	償却	家屋	償却
1	工場等の機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
2	冷凍倉庫における冷凍設備		○		○
3	ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	ルームクーラー、パッケージエアコン（家屋と一体でないもの）		○		○
6	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		○		○
7	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		○		○
8	電気設備（1，3，4に該当するものを除きます。）	○			○
9	給排水設備、衛生設備、ガス設備（7に該当するものを除きます。）	○			○
10	冷房、暖房、通風設備（5に該当するものを除きます。）、ボイラー設備（工場等の生産設備であるボイラー等を除きます。）	○			○
11	昇降機設備	○			○
12	消火設備、排煙設備、災害報知設備	○			○
13	エアカーテン又はドア自動開閉設備	○			○
14	床、壁、天井等仕上げ	○			○

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

償却資産申告書を提出していただく方は、毎年１月１日現在事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方です。

また、次の方々も申告が必要となります。

- （１） 償却資産を他に貸している方
- （２） 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- （３） 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- （４） 償却資産を共有で所有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただくことになります。）

2 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、毎年１月１日現在において事業の用に供することができる資産で、次の（１）～（１０）のいずれかに該当するものです。

なお、特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして申告してください。（国税とは取扱いが異なります。P 12 参照）

- （１） 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- （２） 建設仮勘定で経理されている資産
- （３） 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- （４） 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- （５） 償却済み資産（税務会計上、減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿計上されている資産）
- （６） 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- （７） 未稼動資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）
- （８） 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。）
- （９） 賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、ご自身の費用で附加施工された内部造作等及び譲渡等によって取得された内部造作等で、事業の用に供することができる資産
- （１０） 耐用年数が１年以上で、かつ１個（または１組）当たりの取得価額が１０万円以上（取得時期により２０万円以上）の資産（P 6 参照）

① 個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
(ア) 平成元年３月３１日までに取得した資産	１０万円未満	必要経費	申告対象外
	１０万円以上	減価償却	申告対象
(イ) 平成元年４月１日から平成１０年１２月 ３１日までに取得した資産	２０万円未満	必要経費	申告対象外
	２０万円以上	減価償却	申告対象
(ウ) 平成１１年１月１日以後に取得した資産	１０万円未満	必要経費※１	申告対象外※１
	１０万円以上 ２０万円未満	３年一括償却※２	申告対象外
	２０万円以上	減価償却	申告対象

※１ 所得税法施行令第１３８条の適用をうける償却資産（減価償却する場合は申告対象）

※２ 所得税法施行令第１３９条の適用をうける償却資産

② 法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
(ア) 平成元年３月３１日までに取得した資産	１０万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	１０万円以上	減価償却	申告対象
(イ) 平成１０年３月３１日以前に開始された 事業年度に取得した資産	２０万円未満	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
	２０万円以上	減価償却	申告対象 (アの資産を除く)
(ウ) 平成１０年４月１日以後に取得した資産	１０万円未満	損金算入※３	申告対象外
		３年一括償却※４	申告対象外
		減価償却	申告対象
	１０万円以上 ２０万円未満	３年一括償却※４	申告対象外
		減価償却	申告対象
	２０万円以上	減価償却	申告対象

※３ 法人税法施行令第１３３条の適用をうける償却資産

※４ 法人税法施行令第１３３条の２の適用をうける償却資産

(注) 租税特別措置法の規定による少額償却資産(取得価格３０万円未満)の即時償却は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は償却資産(固定資産税)の申告の対象となります。

3 申告の対象とならない資産

次の資産は償却資産の課税対象にならないので申告の対象となりません。

- (1) 使用可能期間が1年未満または1個(または1組)当たりの取得価額が10万円未満(取得時期により異なる)の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの。
- (2) 1個(または1組)当たりの取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括して損金又は必要な経費に算入されたもの。
- (3) 商品、貯蔵品
- (4) 無形減価償却資産(ソフトウェア(平成12年4月1日以降取得分)、漁業権、特許権等)
- (5) 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車等
- (6) 生物(ただし、観賞用・興行用のものは申告対象)、立木、果樹
- (7) 書画骨董(複製等は除く。)
- (8) 繰延資産

4 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産は非課税ですので、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を所有されている方は、償却資産申告書の《表紙》の『10 非課税該当資産』有に○印をし、種類別明細書《増加資産・全資産用》の摘要欄にその適用条項及び『非課税』と記載してください。

なお、新たに取得した非課税該当資産については、設備届出書の写しを添付してください。

5 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。当該資産をお持ちの方は、償却資産申告書の《表紙》の『11 課税標準の特例』有に○印をし、種類別明細書《増加資産・全資産用》の摘要欄にその適用条項及び『特例資産』と記載してください。

なお、新たに取得した該当資産については、所管する主務官庁等の証明書又は設備届出書の写しを添付してください。

Ⅲ 申告の方法について

1 申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を提出してください。

※申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず申告書のコピーを添付し、返信用封筒に切手を貼って同封くださるようお願いいたします。

2 申告方法

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。なお、評価額等の計算は、市役所で行います。

前年中に資産の増減がない場合でも、申告書の提出が必要です。

イ 企業電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、評価額等を計算したうえで申告していただく方法です。なお、すべての資産の明細書も添付してください。

3 申告書等の作成方法

申告書等の具体的な作成方法については、「償却資産申告書の記入方法」をご覧ください。（P 13～P 15 参照）

ご不明な点がある場合には、市役所にお問い合わせください。

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類・様式
一般方式	令和6年1月2日以降、新規で事業を開始された方	令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産	- 償却資産申告書 - 種類別明細書（増加資産・全資産用）
	今回初めて申告される方		
	上記以外の方（前年にすでに申告されている方）	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	- 償却資産申告書 - 種類別明細書（増加資産・全資産用） - 種類別明細書（資料用・減少記入用）
電算処理方式	企業の電算処理により申告される方	令和7年1月1日現在において所有されている全ての資産	- 償却資産申告書 - 種類別明細書（増加資産・全資産用）

IV 評価額の計算方法と減価残存率表

申告していただいた内容により、資産 1 個（または 1 組）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。

ア 前年中に取得したもの（令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日まで）
 $\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$

イ 前年前に取得したもの（令和 6 年 1 月 1 日以前）
 $\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる原価率}) = \text{評価額}$
 以降、毎年この方法により計算し、取得価額の 5 % まで減価します。

ウ 前年前に取得した償却資産で新たに課税されるもの（令和 6 年 1 月 1 日以前）
 $\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率})^{n-1} = \text{評価額}$
 以降、イの方法で計算し、取得価額の 5 % まで減価します。
 ※ n は、「評価額を求める年度—取得年次」の算式によって求める年数のことです。

（例）ベッド 1 個あたりの評価額

取得価額 1, 000, 000 円
 取得時期 前年 4 月
 耐用年数 8 年 → 減価率 = 0. 250（減価残存率表参照）

・今年度 = $1, 000, 000 \text{円} \times (1 - 0. 250 \times 1/2) = 875, 000 \text{円}$
 ・翌年度 = $875, 000 \text{円} \times (1 - 0. 250) = 656, 250 \text{円}$
 ・翌々年度 = $656, 250 \text{円} \times (1 - 0. 250) = 492, 187 \text{円}$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度 50, 000 円（取得価額の 5 %）から減価しません。

減価残存率表（旧定率表）

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 ($1-r/2$)	前年前取得分 ($1-r$)			前年中取得分 ($1-r/2$)	前年前取得分 ($1-r$)			前年中取得分 ($1-r/2$)	前年前取得分 ($1-r$)
2	0.684	0.658	0.316	35	0.064	0.968	0.936	68	0.033	0.983	0.967
3	0.536	0.732	0.464	36	0.062	0.969	0.938	69	0.033	0.983	0.967
4	0.438	0.781	0.562	37	0.060	0.970	0.940	70	0.032	0.984	0.968
5	0.369	0.815	0.631	38	0.059	0.970	0.941	71	0.032	0.984	0.968
6	0.319	0.840	0.681	39	0.057	0.971	0.943	72	0.032	0.984	0.968
7	0.280	0.860	0.720	40	0.056	0.972	0.944	73	0.031	0.984	0.969
8	0.250	0.875	0.750	41	0.055	0.972	0.945	74	0.031	0.984	0.969
9	0.226	0.887	0.774	42	0.053	0.973	0.947	75	0.030	0.985	0.970
10	0.206	0.897	0.794	43	0.052	0.974	0.948	76	0.030	0.985	0.970
11	0.189	0.905	0.811	44	0.051	0.974	0.949	77	0.030	0.985	0.970
12	0.175	0.912	0.825	45	0.050	0.975	0.950	78	0.029	0.985	0.971
13	0.162	0.919	0.838	46	0.049	0.975	0.951	79	0.029	0.985	0.971
14	0.152	0.924	0.848	47	0.048	0.976	0.952	80	0.028	0.986	0.972
15	0.142	0.929	0.858	48	0.047	0.976	0.953	81	0.028	0.986	0.972
16	0.134	0.933	0.866	49	0.046	0.977	0.954	82	0.028	0.986	0.972
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955	83	0.027	0.986	0.973
18	0.120	0.940	0.880	51	0.044	0.978	0.956	84	0.026	0.987	0.974
19	0.114	0.943	0.886	52	0.043	0.978	0.957	85	0.026	0.987	0.974
20	0.109	0.945	0.891	53	0.043	0.978	0.957	86	0.026	0.987	0.974
21	0.104	0.948	0.896	54	0.042	0.979	0.958	87	0.026	0.987	0.974
22	0.099	0.950	0.901	55	0.041	0.979	0.959	88	0.026	0.987	0.974
23	0.095	0.952	0.905	56	0.040	0.980	0.960	89	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	57	0.040	0.980	0.960	90	0.025	0.987	0.975
25	0.088	0.956	0.912	58	0.039	0.980	0.961	91	0.025	0.987	0.975
26	0.085	0.957	0.915	59	0.038	0.981	0.962	92	0.025	0.987	0.975
27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962	93	0.025	0.987	0.975
28	0.079	0.960	0.921	61	0.037	0.981	0.963	94	0.024	0.988	0.976
29	0.076	0.962	0.924	62	0.036	0.982	0.964	95	0.024	0.988	0.976
30	0.074	0.963	0.926	63	0.036	0.982	0.964	96	0.024	0.988	0.976
31	0.072	0.964	0.928	64	0.035	0.982	0.965	97	0.023	0.988	0.977
32	0.069	0.965	0.931	65	0.035	0.982	0.965	98	0.023	0.988	0.977
33	0.067	0.966	0.933	66	0.034	0.983	0.966	99	0.023	0.988	0.977
34	0.066	0.967	0.934	67	0.034	0.983	0.966	100	0.023	0.988	0.977

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

V 固定資産税（償却資産）について

1 納税義務者

令和7年1月1日現在における償却資産の所有者です。

2 課税標準額

市内に所在する賦課期日現在の全資産の決定価格の合計額をいいます。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

3 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

4 税額

償却資産課税台帳の登録価格（課税標準額）に税率（1.4％）を乗じた額です。

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税 率} \\ \text{（100円未満切捨）} & & \text{（1,000円未満切捨）} & & \text{（100分の1.4）} \end{array}$$

5 納付方法・納期

固定資産税は、市役所から送付する納税通知書により、通常4回に分割して納付していただくことになります。なお、納税には便利な口座振替、電子納付をご利用できます。

詳しくは市役所税務課納税推進係までお問い合わせください。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	4月末まで	7月末まで	11月末まで	翌年2月末まで

6 申告されない場合、または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告されない場合は地方税法第386条および大和郡山市税条例第65条の規定により、過料が科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を科されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

7 実地調査等、調査協力をお願い

申告書の受理後、市役所職員が償却資産の評価等のためにお問い合わせすることや、また、地方税法第353条及び第408条に基づいて、固定資産台帳（減価償却明細書）の写しの提出をお願いすることがございますので、ご協力お願いいたします。

8 国税との主な相違点について

国税と地方税（固定資産税）では申告の際、次表のとおり取扱いの異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税)
償 却 計 算 の 基 準	事業年度制度（決算期日）	賦課期日制度（1月1日）
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法、定額法の選択制度	一般の資産は旧定率法 (P. 10参照)
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（2分の1）
圧 縮 記 帳 制 度 の 適 用	認められます。	認められません。
租 税 特 別 措 置 法 の 適 用 (特別償却・割増償却制度等)	認められます。	認められません。
評 価 額 (残 存 価 額) の 最 低 限 度 額	1円	取得価額の5%
改 良 費 の 評 価 方 法	原則区分評価	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します。）
建 設 仮 勘 定 簿 外 資 産 償 却 済 資 産	減価償却していない	事業の用に供していれば課税

※平成19年度の税制改正によって、国税（法人税・所得税）における減価償却制度が改正されました。改正内容は、①償却可能限度額（取得価額の95%）および残存価額が廃止され、1円まで償却が可能になった②減価償却制度に新たな定率法が導入され、定額法の償却率の2.5倍（250%定率法）に設定された、の以上の2点です。

しかしながら、これらの改正は固定資産税（償却資産）には影響がありません。上図のとおり、評価額の最低限度額は取得価額の5%、耐用年数に応ずる減価率については、旧定率法の償却率（P. 10）により減価償却することになりますので、ご注意ください。

9 リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人（会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人（会社）に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	×	○ (資産の所在する市毎に申告)
【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	×

※平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、これまでどおり所有者である賃貸人（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

VI 償却資産申告書の記入方法

〈前年前に取得したもの（イ）〉
昨年までの申告に基づいて印字しています。内容に変更のある場合には、抹消線を引き余白に正しい内容を記入してください。

〈前年中に減少したもの（ロ）〉
令和6年1月2日から令和7年1月1日
までに減少した資産の取得価額を記入してください。

〈前年中に取得したもの（ハ）〉
令和6年1月2日から令和7年1月1日
までに増加した資産の取得価額を記入してください。

〈借用資産〉
借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

〈事業種目〉
事業内容を具体的に記入してください。事業種目が複数ある場合には、主たる事業を記入してください。また、法人の場合、資本金等の金額も記入してください。

〈資産の所在地〉
事業所等の資産所在地を記入してください。事業所等が一か所で「住所」と同じ場合は記入不要ですが、事業所等が複数ある場合は、各々の資産所在地を記入し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。

〇〇年〇〇月〇〇日		〇年度		※ 所有者コード		提出用																																								
大和郡山市長 様		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		0007000001		第二十六号様式																																								
1 事業種目 (資本等の金額)	2 事業開始年月	3 事業種目 (資本等の金額)	4 事業開始年月	5 この申告に 応答する者の 氏名及び氏名	6 税理士等の 氏名	7 短縮耐用年数の承認	8 増加償却の届出																																							
〒634-1160 大和郡山市北郡山町248番地4 (電話 0743-53-1151)	平成23年3月	その他の食料品製造業 (10 百万円)	0000001 #	経理課 筒井 乙郎 (電話 0743-53-1049)	〇△会計事務所 山川 甲郎 (電話 06-0000-0000)	有 ()	有 ()																																							
9 非課税該当資産	10 課税標準の特例	11 特別償却又は圧縮記帳	12 税務会計上の償却方法	13 青色申告																																										
有 ()	有 ()	有 ()	定額法	有 () 無 ()																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>前年前に取得したもの (イ)</th> <th>前年中に減少したもの (ロ)</th> <th>前年中に取得したもの (ハ)</th> <th>計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 構築物</td> <td>2,365,000</td> <td></td> <td>850,000</td> <td>3,215,000</td> </tr> <tr> <td>2 機械及び器具</td> <td>4,700,000</td> <td>460,000</td> <td>1,480,000</td> <td>5,720,000</td> </tr> <tr> <td>3 船舶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 航空機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 車両及び運搬具</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 工具、器具及び備品</td> <td>1,450,500</td> <td>300,000</td> <td></td> <td>1,150,500</td> </tr> <tr> <td>7 合計</td> <td>8,515,500</td> <td>760,000</td> <td>2,330,000</td> <td>10,085,500</td> </tr> </tbody> </table>				資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	1 構築物	2,365,000		850,000	3,215,000	2 機械及び器具	4,700,000	460,000	1,480,000	5,720,000	3 船舶					4 航空機					5 車両及び運搬具					6 工具、器具及び備品	1,450,500	300,000		1,150,500	7 合計	8,515,500	760,000	2,330,000	10,085,500	14 市(区)町村内に おける事業所等 資産の所在地 (1) 北郡山町248番地4 (2) 筒井町600番地4 (3)		
資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)																																										
1 構築物	2,365,000		850,000	3,215,000																																										
2 機械及び器具	4,700,000	460,000	1,480,000	5,720,000																																										
3 船舶																																														
4 航空機																																														
5 車両及び運搬具																																														
6 工具、器具及び備品	1,450,500	300,000		1,150,500																																										
7 合計	8,515,500	760,000	2,330,000	10,085,500																																										
15 借用資産 貸主の名称等 (株)〇△×リース				16 事業所用家屋の所有区分 (1) 所有 (2) 借家																																										
17 備考(送付書類等) 《送付先住所》 大和郡山市 筒井町600番地4 筒井工場経理部 筒井工場経理部 郡山 株式会社				備考 ◎前年中に資産の増減がない場合は、 「増減なし」と記入してください。 ◎該当する資産がない場合は、 「該当資産なし」と記入してください。 ◎住所、氏名等に異動がある場合は、 異動事由(商号変更等)、異動年月日等 の参考になる事項を記入してください。 ◎その他、この申告に必要な事項及び償 却資産の評価について参考となる事項を 記入してください。 ◎送付先が設定されている場合は、印字 しています。																																										

電算処理により申告される方以外は、
記入しないでください。

申告書が必要な場合は、あらかじめ申告書のコピーを一部ご用意ください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

〈数量〉

数量を記入してください。形式能力等が同一でも取得年次・取得価格が異なるものは分けて記入してください。

〈取得年月〉

取得した年月を記入してください。年号は下記のとおりです。
1…明治 2…大正 3…昭和 4…平成 5…令和

〈取得価額〉

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用も含みます。）を記入してください。

〈資産の種類〉

資産の種類に記入する数字は下記のとおりです。

No.	資産の種類
1	構築物
2	機械および装置
3	船舶
4	航空機
5	車両および運搬具
6	工具・器具および備品

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 所 有 者 コ ー ド ※										所 有 者 名										1 校 の 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
0 0 0 7 0 0 0 0 0 1										郡山株式会社										1 校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
行 番 号	資産の 種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)	耐用 年数	減価 率等	償却 率等	償却 額	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	償却 率	

注意 「増加事由」の欄は、1新規取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに〇印を付けてください。

〈増加事由〉

資産を取得した事由について、該当する番号に〇で囲んでください。
1…新品取得 2…中古品取得
3…移動による受け入れ 4…その他

〈耐用年数〉

耐用年数を記入してください。
耐用年数は所得税または法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。（財務省耐用年数省令参照）

電算処理により申告される方以外は記入しないでください。

記入しないでください。

第二十六号様式別表（提出用）

種類別明細書（資料用・減少記入用）の記入例

◎前年までに申告された全ての資産について、今年度の価格等を記載してあります。

◎減少した資産の「資産の名称等」以下を棒線で消してください。

◎一部減少の場合は、数量、取得価額のみを棒線で消し、処分した数量、取得価額を差し引いた残分を記入してください。

〇〇 年度 種類別明細書（資料用・減少記入用）

1 頁

[illegible]

※この明細書には、前回申告された全ての資産について、今年度の価格等を記載してあります

〈数量・取得価額〉

資産の一部が減少した場合には、残分を記入して
ください。